

大洗公園沿岸部整備運営事業 質問・回答一覧表（2023.8.2更新）

| | 質問対象 | 質 問 | 回 答 |
|---|-----------|--|--|
| 1 | 参考資料 | 公募面積約3.2haの内訳が分かる区域図、また、公募区域①②について、南北方向及び東西方向の大まかな延長（幅員）が分かる区域図はあるか。 | 別添1 公募区域図（延長等追記）参照 |
| 2 | 様式7 | 「公園等の設計・監理…」とあるが、「等」とはどこまでの範囲か。施設や住宅などの設計・監理の経験は実績として証して良いのか。また、その実績がない場合には応募不可か？ | 公園に類似した広場や施設（駐車場、トイレ、運動施設、遊戯施設等）、その他公共施設など不特定多数の利用が想定される施設の設計・監理の実績について記載。 なお、公園等の設計・監理実績が無い場合でも、応募は可（指針P15-16、5-(1)参照）。 |
| 3 | 指針 P6 | 2-(5)-オ-(イ)で、「駐車場が夏季（7月中旬～8月中旬）に有料となり、運営にあたっては指定管理者と連携を」と記載されているが、有料駐車場は「公募対象公園施設設置可能区域」内にある駐車場も含まれるか？ | 応募事業者が公募対象公園施設又は特定公園施設として活用予定の駐車場について、公園の一般利用者が使用できる区域は、原則その他区域と同じく夏季有料とするが、運営方法については応相談。「連携」とは、公園内で異なる料金等が設定されることで来園者が混乱しないよう、案内等、協力・工夫することを意図して記載。 |
| 4 | 指針 P6 | 公募区域内にある駐車場の運営/収益収受は、指定管理者またはP-PFI選定者のどちらになるか？ | 応募事業者が公募対象公園施設又は特定公園施設として活用予定の駐車場区域における運営/収益収受は、応募事業者が行う。 |
| 5 | 指針 P6 | 建物を建築した場合、駐車場の一部が使用できなくなる場合が想定されるが、使用できなくなる範囲の収益見込みを指定管理者に別途支払わなければならないか？ | 不要 |
| 6 | 指針 P18-19 | 提出資料について、構成法人の中に設立が1～2年未満の企業がいる場合、「地方消費税納税証明書」「財務諸表」「財務状況表」は作成・所有している書類のみの提出で問題ないか？ | 問題なし |
| 7 | 指針 P18-19 | 各企業の「事業報告書・事業計画書等」は、事務局側でどのような資料を想定しているか？提出にあたり、必須で求める記載項目があるか？ | 法人が会社法に基づいて作成している報告書や、役員総会等で報告している既存資料で、応募法人が取り組む事業の実績や今後の計画等が確認できる資料を想定。 |
| 8 | | | |